

## 寄附金税額控除ワンストップ特例について

- ワンストップ特例（寄附金税額控除に係る申告特例申請）は、確定申告・住民税申告を要しない方が「ふるさと寄附金」をした際に簡易な申請をすることで、確定申告等の税務申告手続きをしなくても、所得税・住民税の控除が受けられる特例制度です。
- ワンストップ特例を申請される場合、寄附された年の翌年1月10日までに、申請書を下記問い合わせ先まで提出してください（郵送で提出される場合、郵送料金は申請者のご負担となりますのでご了承ください）。
- ワンストップ特例を申請された後、寄附された年の翌年の1月1日の住所地在申請書に記載した住所地と異なる場合は、ワンストップ特例に係る申請事項変更届出書を寄附された年の翌年の1月10日までに提出してください。
- ワンストップ特例受付書の返送をご希望される場合、返信用封筒に切手を貼りワンストップ特例申請書に添えてご提出ください。
- 地方税法の規定により、ワンストップ特例申請をされた人が確定申告又は住民税申告をされると、ワンストップ特例の申請自体がなかったものとして取り扱われます。

そのため、ワンストップ特例申請をした後に、医療費控除などの控除の追加や新たな所得の発生により確定申告・住民税申告の必要性が生じた場合は、確定申告等の税務申告で必ず寄附金控除の手続きも行ってください。
- ワンストップ特例の申請市町村数が年間5市町村を超えた場合は、ワンストップ特例の申請が無効になりますので、ご注意ください。
- ◎ 平成28年1月より、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（マイナンバー法）第16条に基づき、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」にマイナンバー（個人番号）の記入および書類の確認（郵送の場合は写しの添付）が必要となります。詳しくは裏面をご覧ください。
- ご不明な点があれば、下記までお問い合わせください。

### ☆ 裏面もお読みください ☆

#### 【問い合わせ先】

〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号

寝屋川市 市民サービス部（市民税担当）

Tel:072-813-1114（直通） Fax:072-825-2097

Email:s-siminzei@city.neyagawa.osaka.jp

## 申告特例申請書へのマイナンバー記載等のお願い

平成 28 年 1 月より、寄附金税額控除に係る申告特例申請書の提出に当たっては、以下の書類の確認（郵送の場合は写しの添付）が必要となります。

個人番号の提供者	確認（写しの添付）が必要な書類
本人	以下の表中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・「(1) 番号確認書類」</li> <li>・「(2) 本人確認書類」</li> </ul>
本人の代理人	以下の表中の <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の「(1) 番号確認書類」</li> <li>・代理人の「(2) 本人確認書類」</li> <li>・代理人の「(3) 代理権確認書類」</li> </ul>

具体的な必要書類は、以下のとおりです。

区分	具体的な必要書類
(1)番号確認書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通知カード</li> <li>・マイナンバーが記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書</li> <li>・マイナンバーカード</li> </ul>
(2)本人確認書類	右記いずれか1点 マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書（交付日が平成24年4月1日以降のもの）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等
	右記いずれか2点 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書又は特別児童扶養手当証書 等
(3)代理権確認書類	法定代理人の場合 戸籍謄本など法定代理人の資格を証明する書類 ※
	任意代理人の場合 委任状（委任日、代理人の住所・氏名、委任事項、本人の住所・氏名（署名又は記名、押印があるもの））※

※ 代理権確認書類の提出が困難な場合は、申請者本人のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、源泉徴収票など国、市などが申請者本人に対して発行等した本人しか持ち得ない書類を持参（写しを添付）してください。

☆ 表面もお読みください ☆